



内閣府

新しい公益信託制度について (令和8年1月14日時点版)



内閣府公益法人行政担当室

内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

※本資料は、令和8年4月からの新公益信託制度についての説明資料です。

令和8年1月の初版掲載以降、適宜内容の追記や修正を行っていくことを予定しております。

1. 新しい公益信託制度の概要



公益信託制度の変遷

年代

明治
(1868~1912)

大正
(1912~1926)

昭和
(1926~1989)

平成
(1989~2019)

令和
(2019~)

公益信託制度

公益法人制度

大正11年
(1922)

昭和52年
(1977)

平成18年
(2006)

平成31年
(2019)

令和4年
(2022)

令和6年
(2024)

約100年の時を経て初めての大改正へ

法制化

1号
案件

信託法
改正

要綱

有識者
会議

新法
制定

旧信託法の一部として公益信託制度を制定、主務官庁の許可制が規定される

「公益信託今井記念海外協力基金」他1件の誕生

信託法の全面見直し
⇒公益信託の実質見直しなし

法制審議会において「公益信託法の見直しに関する要綱案」答申

内閣府の有識者会議※において公益信託についても議論

新公益信託法成立行政庁による認可制度へ

明治31年
(1898)

法制化

主務官庁の設立許可制

平成18年
(2006)

公益三法
成立

行政改革の一環で行政庁による認定制度へ

改正の方向性
・公益法人制度と一元化
・共通の枠組で認可・監督

令和4年
(2022)

有識者
会議

令和6年
(2024)

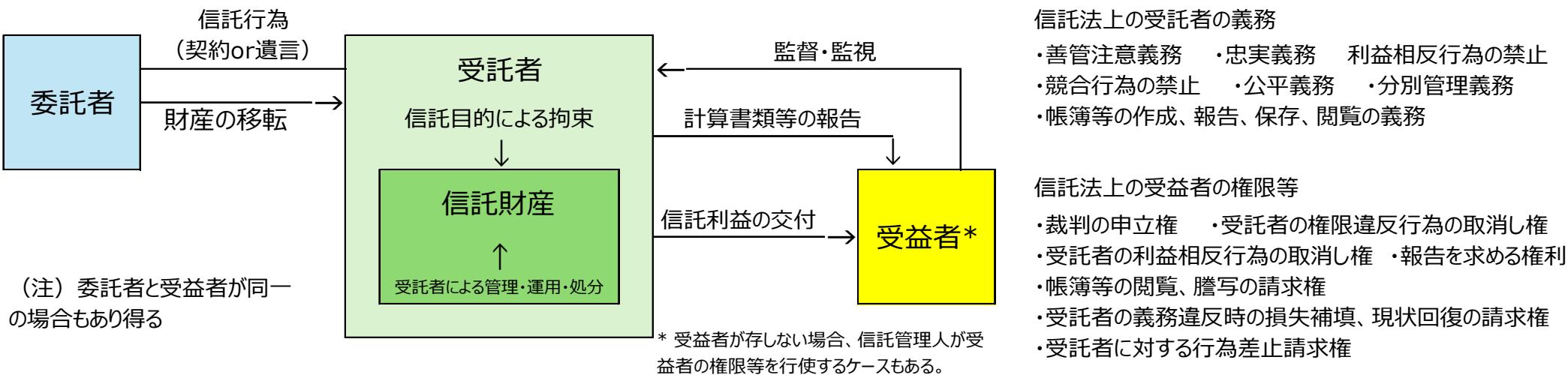
法改正

新しい資本主義

※新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議

「信託」とは

- 「信託」とは、「信じて託す」と書くように、自分の財産を、信頼できる他人に託し、誰かのために管理・運用・処分してもらう財産管理制度です。
- 「信託」には、財産を託す人(委託者)、財産の移転を受け託される人(受託者)、財産から生じる利益等を受ける人(受益者)が登場します。
- 受託者は信託目的に従って信託財産を管理・運用・処分し、信託の利益を受益者に交付します。



「信託」の特徴

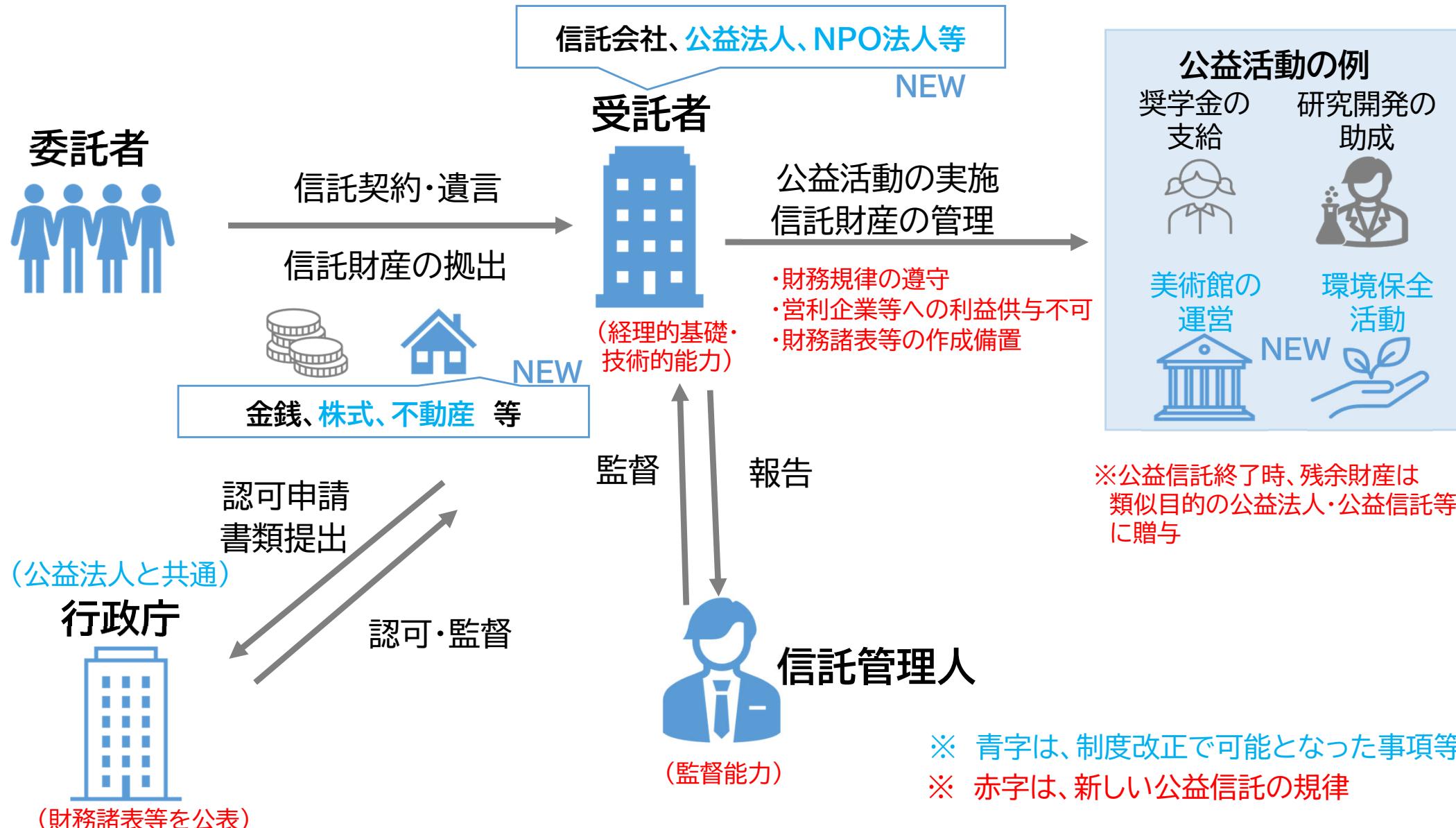
- 委託者から受託者に財産権が移転し、受託者が唯一の権限者となる一方で、受託者には「善管注意義務」、「忠実義務」、「分別管理義務」、「違反時の賠償責任」等の義務と責任が生じる。
- 財産権は法的には受託者に帰属するが、経済的、実質的な効果は受益者が享受する。

「公益信託」の場合

- 「受益者」の定めがなく、受託者は、公益事務を行うことのみを目的に信託財産の管理・運用・処分を行う。
- 特定の受益者の定めがないため、必置となる「信託管理人」が受託者を監視・監督する。
- 公益信託にも、一部の適用除外や読み替えはあるものの、信託法は適用される。

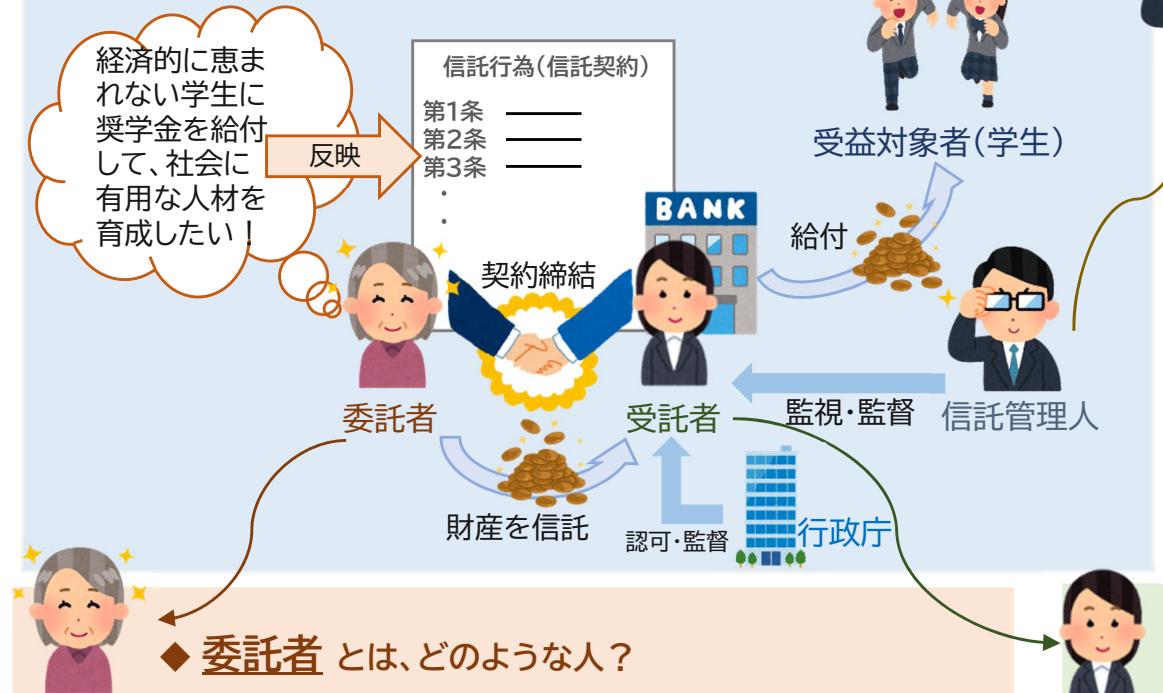
新しい公益信託制度の概要

- 公益信託は、契約・遺言により委託者から受託者(担い手)に託された財産を用いて、受託者が「委託者の想い」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。
- 公益信託制度を公益法人制度に一元化し、公益法人認定法と共通の枠組みで認可・監督を行う仕組みにすることで、民間の公益活動のより身近なツールを目指しています。



公益信託の関係者

公益信託制度の全体像



◆ 委託者 とは、どのような人？

- ・信託財産を拠出し、公益信託の枠組みを設定（信託行為）
　　公益信託の枠組み：公益信託の目的、公益事務の内容等
　　公益信託のガバナンス
　　受託者・信託管理人

(公益信託における特徴)

- ・信託財産が、委託者に戻ることはない。
 - ・委託者及びその親族等に対する利益供与は不可
 - ・委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。

◆主な権限

- ・信託事務の処理状況についての報告を受ける
 - ・受託者の選任・解任(信託管理人との合意)
 - ・信託の変更(受託者・信託管理人との合意)

※ 信託行為に定めれば、受託者による公益信託事務の処理状況の監督権限(損失補填請求など)を持つことができる。

◆ 信託管理人 とは、どのような人？

- ・委託者・受託者から独立の立場から受託者を監督
(委託者・受託者の親族等は信託管理人になれない)
 - ・受託者を適正に監督できる能力がある必要(行政庁が審査)
 - ・信託管理人及びその親族等に対する利益供与は不可

◆主な権限

(通常業務)

- ・執行方針(事業計画・收支予算書)の承認
 - ・受託者による公益信託事務の処理状況の監督
　利益相反行為の承認、義務違反行為の取消・差止、損失補填請求
 - ・実績(財務諸表・信託概況報告)の承認

（公益信託の枠組み）

- ・受託者の選・解任(委託者との合意)
 - ・信託の変更(委託者・受託者との合意)

◆ 受託者 とは、どのような人？

- ・信託契約の当事者。信託行為に従い、公益信託事務を実施
 - ・公益信託事務に必要な経理的基礎及び技術的能力(行政庁が審査)
 - ・受託者及びその親族等への利益供与は不可

◆主な職務

- ・公益信託事務の執行方針の決定(事業計画・収支予算書)
 - ・公益事務の実施、財産の分別管理(資産運用を含む)
 - ・実績(財務諸表・信託概況報告)の開示
 - ・信託の変更(委託者・信託管理人との合意)

◆主な義務

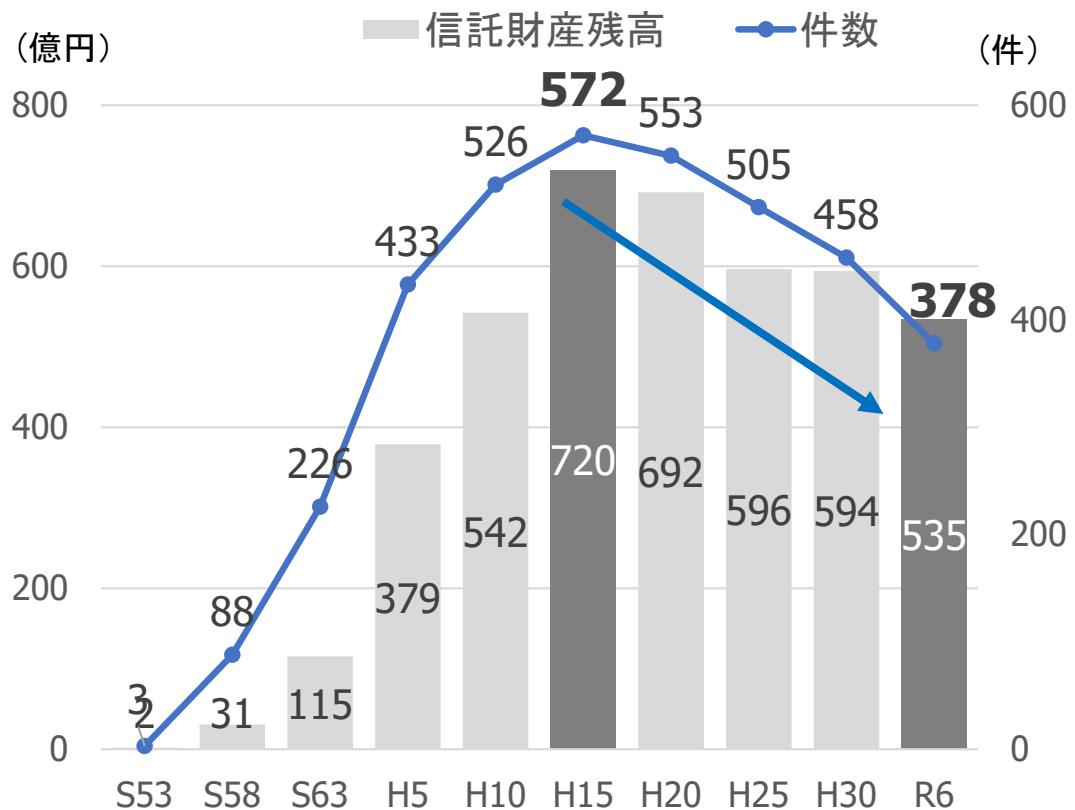
- ・善良な管理者の注意義務(自己のモノの管理より高い注意義務)
忠実義務(利益相反行為、競合行為の原則禁止等)
 - ・権限外の行為や義務違反の場合、損失の填補・原状回復義務
(受託者が法人の場合、その役員も連帯責任)
 - ・公益信託事務により生じた債務について無限責任

これまでの公益信託

最近、発足した公益信託の例

出所:一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和5年3月末現在)」、「同(令和4年3月末現在)」

名称	活動内容等
公益信託 島田宗衛・令子記念育英基金	東京都大田区・千葉県千葉市を中心とする東京都および千葉県内の高等学校に在籍する、学業優秀、品行方正でありながら経済的に恵まれない生徒に対して奨学金を給付する。(委託者:個人)(当初信託財産:1億円)
公益信託 商船三井モーリシャス自然環境回復保全・国際協力基金	モーリシャス沖のタンカー座礁事故被害の影響を受けたモーリシャス共和国の自然環境回復、保全に貢献する支援を行い、かつその活動がモーリシャス国民の健康的な生活及び持続可能な経済発展に資すること。(委託者:法人)(当初信託財産1億円)



出所:一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和6年3月末現在)」より内閣府作成

公益信託の活用が低調な理由

- 1 主務官庁制の下で許可・監督の基準が不統一
- 2 引受け許可申請手続きに時間とコストがかかる
- 3 受託者、信託財産、信託事務、報酬等に事実上制限あり
- 4 認知度が低い



**チャリタブル
トラスト**

公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

キャラクターの由来

公益信託:Charitable Trust
(チャリタブル トラスト)

こうえきしんたくん情報

- ・出身:虎(トラ)ノ門
- ・リュックの中身:「公益」
- ・活動:自転車に乗って不特定多数の者に
「公益」(リュックの中身)を配ります。
- ・頭の黄色:ヘルメット(道交法遵守)

1. 公益信託の定義

➤ 公益信託は、公益信託法の定めによりする受益者の定めのない信託であって、「公益事務」を行うことのみを目的とするものをいいます。

- ※ 公益信託は信託の一種であり、原則として、信託法の規定が(公益信託法33条等で読み替えられて)適用されます。
- ※ 「公益事務」は、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいいます。
- ※ 「公益信託事務」という用語も使われています。これは、公益事務の実施のほか、資産運用や管理業務(各種書類の作成など)も含め、公益信託のために行われる信託事務全体を指す概念です。

2. 公益信託の設立

➤ 公益信託は、委託者と受託者の信託契約又は委託者の遺言(これらを「信託行為」といいます。)により設立されます(公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、効力を生じません)。

- ※ 信託行為に、2以上の都道府県で公益事務を行う旨定めるものは内閣府が、それ以外は都道府県が行政庁となります。行政庁は、公益信託認可基準に適合すると認めるとき(欠格事由に該当する場合を除く)は、認可します。
- 認可の申請は、受託者が行います。行政庁は、合議制機関(公益認定等委員会等)への諮問・答申を経て判断します。

3. 公益信託の運営等

- 受託者は、財務規律や情報開示など、公益信託に求められる規律を遵守しつつ、信託行為に従い、公益信託を運営します。
- 行政庁は、公益信託の適正な運営を確保するため、監督を行います。毎年度の定期提出書類(原則、公表)を確認し、必要に応じ、報告要求・立入検査による実態把握、勧告、命令、公益信託認可の取消し等の処分等を行います。

公益信託の認可から終了までの流れ

認可

主な認可基準(第8条)

- ・信託の目的
- ・受託者・信託管理人の適正性
- ・財務規律充足の見込み
- ・報酬の適正性
- ・残余財産の規律 等

欠格事由(第9条)

- ・特定の法令違反による刑罰を受けた者(受託者・信託管理人)
- ・受託者・委託者の親族等特別の関係のある者(信託管理人)
- ・信託行為の法令・行政処分違反
- ・暴力団員等が支配するもの 等

公益信託の変更には認可が必要 (第12条～第15条、第22条)

- ・受託者・信託管理人の選任
 - ・類似の信託目的への変更
 - ・信託の併合又は分割 等
- (届出)軽微な変更、受託者・信託管理人の辞任、解任 等

監督

認可後の遵守事項 (第16条～第21条)

- ・財務規律の充足
- ・公益信託報酬の支払基準
どおりの支払い
- ・財産目録等の備置き、行政
庁への提出 等

公益信託認可の取消し 事由(第30条)

- ・不正な手段による公益信託
認可
- ・暴力団員等による支配
- ・行政庁の命令に従わない
とき 等

終了

公益信託の終了事由 (第23条)

- ・信託目的の達成・不達成
- ・信託行為の定め
- ・公益信託認可の取消し 等

信託の終了及び清算 (第25条～第27条)

- ・終了・清算の届出
- ・他の公益信託の受託者、公益
法人等への残余財産の帰属
- ・(信託目的の達成等により
終了した公益信託は類似の
信託目的に変更して公益信託を
継続することも可能(第24条))

公益信託に係る主な税制

- 令和6年税制改正により、公益信託認可と税制優遇が連動し、認可を受けた全ての公益信託において、財産拠出者の寄附金控除、法人税の別枠損金算入等、基本的に公益法人並びの税制優遇を受けることとなりました。

主な優遇税制の内容

寄附金控除(所得控除)

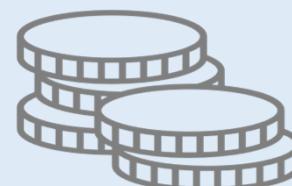
個人が公益信託に寄附したときは、所得税の控除を受けられます。



委託者
寄附者

譲渡所得等非課税

個人が現物を寄附した際のみなし譲渡所得税について国税庁長官の承認を受けたときは非課税になります。



金銭



株式、不動産など



受託者

信託財産に
生じる所得の
非課税*

別枠損金算入

法人が公益信託に寄附金を支出したときは、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入が可能です。

* 利子・配当等に係る源泉所得税も非課税となります。

公益法人制度との主な相違点等

① 受託者及び信託管理人について

- 多様な属性の法人・自然人が受託者・信託管理人になりうる(複数受託者による共同受託の場合もある)
- 法人の機関(理事、監事、評議員等)のような、内部ガバナンスに関する法令上の「型」がない
- 受託者の権限・裁量は、信託行為(委託者との信託契約又は委託者の遺言)によって制約される
- 同一の法人等が複数の公益信託の受託者となることもある(信託銀行の場合、100件近く受託しているケースも)
 - 公益信託の担い手としての能力(受託者の経理的基礎・技術的能力、信託管理人の監督能力)をいかにして確保するか
 - ガバナンスの基礎となる委託者の意思をいかにして明確化するか
 - 受託者等の属性(規模を含む)に応じて、手続・書類・情報開示をいかに合理的なものとし、審査・監督を効果的・効率的に行うか
(公益信託事務・信託財産のほか、受託者の固有情報についても一定程度の情報開示を要求)

② 事務内容・財務規律について

- 「公益事務を行うこと」のみを目的とし、収益事業等を行うことはできない
- 公益事務割合(cf.公益目的事業比率)は70%以上である必要
- 中期的収支均衡、使途不特定財産規制の対象は「公益信託事務」(←管理費を含む)
- 財務規律が適用除外となる「特定資産公益信託」が存在

公益法人の設立、直接寄附との参考比較

	公益信託の設定	公益法人の設立	指定寄附・冠基金
拠出者の意向	委託者が信託目的等を設定し信託行為をするため、 委託者の想いが反映可能	定款の定めにより、設立者の意向に沿った事業内容とすることが可能	寄附契約の内容や団体の実態に応じて様々
手続	受託者が行政庁に対して認可申請をすることから、委託者にとっては 公益法人設立と比較し負担が少ない	定款認証を受け、一般法人を設立し、行政庁による認定を受ける必要がある	寄附契約の内容にもよるが、簡易な手続で可能
規模	機関設置が不要 であることから、公益法人と比較し小規模な財産で設定が可能(最低限の運営費等は必要)	法人運営のため、機関設置・一定の財産が必要	寄附先団体によるが、少額からの寄附が可能
財産	金銭的価値を算出できるものであれば、 不動産や権利等も信託財産 とすることが可能	設立時の財産に特段の制限はない	寄附先団体により、受け入れ可能財産は変わる
税制優遇	寄附金控除、別枠損金算入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金算入等の 優遇あり	寄附金控除、別枠損金算入等優遇は寄附先団体による
破綻時の取扱い	受託者が破産しても信託財産は保護(倒産隔離機能)	—	寄附先団体が破産した場合には、保護されない

(参考)受託者の義務等について

○ 受託者は、公益信託の目的達成のために必要な行為をする権限を有し、信託の本旨に従い、公益信託事務を処理しなければなりません(信託法29条1項)。「信託の本旨」とされているのは、形式的に信託行為の定めに従うにとどまらず、当該信託が設定された目的を達成するよう信託事務を処理する義務を負うということを強調したためです。

信託法は、信託財産の「管理」や「処分」を中心に規定されていますが、公益信託の目的は、公益事務(事業)の実施であり、信託財産の「管理」や「処分」は、公益信託事務の一部の要素といえます。

受託者が処理する公益信託事務として通常想定されるものの主な内容として挙げられるのは

- ・ 毎年度、公益信託事務の執行方針(事業計画・収支予算書)の決定(信託管理人の承認が必要)、
- ・ 当該方針に従った、公益事務の実施、信託財産の管理(資産運用等)、
※ 信託財産の分別管理義務(34条)／信託帳簿の作成義務(37条1項)などが課せられています。
- ・ 年度終了後には、実績(財務諸表・信託概況報告等)のとりまとめ(信託管理人の承認が必要)(37条2項等)など。
※ 事業計画、収支予算書、財務諸表・信託概況報告等は、行政庁に提出され、公表されます。

また、社会の変化や想定外の事態に適宜対応し、必要に応じ「信託の本旨」に従い、信託の変更等について検討することも受託者の義務と考えられます。

○ 受託者が、公益信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって処理しなければなりません(29条2項)。

「善良な管理者の注意義務」は、「自己の財産におけるのと同一の注意」より高度な義務であり、受託者の職業や専門性に応じて、当該職業等にある者として通常要求される注意義務です。公益信託においては、受託者の経理的基礎及び技術的能力について申請書等において表明することとしており、その説明に応じた高度の注意義務が求められます。

○ 受託者は、公益信託事務の処理や固有業務を処理するに当たって、公益信託の目的を犠牲にして、自己またはその利害関係人の利益を得ることが禁じられます(忠実義務。30条)。忠実義務のうち、特別の取扱いが必要な事項として、受託者と信託財産との取引その他の利益相反行為の原則禁止(31条)及び競合行為の原則禁止(第32条)として規定されています。これらに違反する行為は、無効・取消可等とされる(31条・32条)ほか、当該行為によって受託者等が得た利益の額と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定されます(40条3項)

○ 受託者がこのような受託者の義務を果たさなかったによって信託財産に損失又は変更が生じた場合には、損失の填補又は原状回復をしなければなりません(40条)。受託者が権限外の行為をして、信託財産からその費用等の償還を受ける行為等も、善管注意義務に違反する行為です。受託者が法人である場合には、その理事等も連帯責任を負います(悪意又は重過失の場合)。

また、公益信託事務の実施等に当たって受託者が行う契約等の主体は受託者であり、信託財産が十分でない場合には、最終的に、受託者が債務者としての責任を果たす必要があります。

(参考)委託者について

○ 委託者は、信託の設定主体であり、設定の場面では大きな役割を果たしますが、設定後には、受託者や信託管理人ほどの重要性を有してはいません。

私益信託において、信託成立後は、信託に関する権利義務関係は、原則として受託者と受益者との間で形成されるものとしています。

ただし、いわゆる目的信託(受益者の定めのない信託。公益信託は含まれない)においては、受益者が存在しない中で、委託者の権限を強化してガバナンス確保を図っています(信託法260条等)。

他方、公益信託においては、信託管理人を必置とすることでガバナンスの確保を図り、むしろ、委託者の影響力を制限するような規律も置かれています。

- ・ 委託者を帰属権利者とすることができない旨を明記(公益信託法4条2項4号カッコ内)
- ・ 信託行為に別段の定めがない限り、委託者及び信託管理人の合意で公益信託を終了できない(同法23条2項)
- ・ 委託者の地位は、相続により承継しない(同法33条2項)
- ・ 公益認可基準として、委託者及びその親族等に対して特別の利益を与えるものではないこと(同法8条4号)
(公益信託と、委託者及びその親族等との取引は開示の対象)
- ・ 信託管理人の欠格事由として、委託者又はその親族等である者(同法9条3号)

公益信託における委託者の権限として、信託法には、次の権限が定められています(信託行為において制限可(信託法145条1項))。

- ・ 公益信託を監視・監督する権限として、
信託事務の処理の状況について報告請求権、受託者の選解任に係る権限 など
- ・ 信託の基礎的な変更に関する権限として、
信託の変更に係る権限、信託の終了、信託の併合、吸收信託分割、新規信託分割等に係る権限 など
- ・ 利害関係人としての権限
また、信託行為に定めることにより、受託者等による権限違反行為の取消、利益相反行為の取消、受託者の競合行為に対する介入、帳簿等の閲覧請求 等の権限を付与することも可能とされています(信託法145条2項)。

このほか、信託行為において、任意に委託者の権限を定めることは排除されませんが、

- ・ 公益信託事務は、受託者の責任において実施する必要があり、委託者が拘束力のある指示等を行なうことはできない。
法令に反しない範囲で助言する等は可能であるが、その際には、公益信託が委託者の私的利害のために用いられることがないよう配慮することが求められます。
- ・ 信託行為において、委託者の権限が規定されている場合には、公益信託の審査・監督に当たり、公益事務の公益性が確保されるか、委託者等に特別の利益を与えるものではないと言えるか、等についてチェックされることになります。

2. 公益信託認可ガイドラインについて



公益信託認可ガイドライン(全体像)

- 公益信託法に基づく政令、内閣府令等は、令和7年6月に公布され、これらを踏まえた具体的な運用については、「公益信託認可等に関する運用について」(以下「公益信託認可ガイドライン」という。)に明記されています。
- 「公益信託認可ガイドライン」は、「公益認定等ガイドライン」と同様の構成としています。

公益信託ガイドライン		公益認定等ガイドライン	
第1章 基本的事項(総則)	第1節 ガイドラインの趣旨・目的 第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方 第3節 事務処理の原則 第4節 内閣府と都道府県との連携 第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係	第1章 基本的事項(総則)	第1節 ガイドラインの趣旨・目的 第2節 ガイドラインにおける基本的な考え方 第3節 事務処理の原則 第4節 内閣府と都道府県との連携 第5節 行政手続法及び行政不服審査法との関係
第2章 公益事務該当性の判断	第1節 総論 第2節 具体的な事務区分ごとの当てはめ	第2章 公益目的事業該当性の判断	第1節 総論 第2節 具体的な事業区分ごとの当てはめ
第3章 公益信託認可基準等	第1節 公益信託認可基準(法第8条) 第2節 欠格事由(法第9条)	第3章 公益認定基準等	第1 公益認定基準(法第5条) 第2 欠格事由(法第6条)
第4章 認可の申請等	第1節 信託行為 第2節 公益信託認可の申請等 第1 行政庁(法第3条) 第2 公益信託認可の申請(法第7条) 第3 公益信託の変更等の認可(法第12条) 第4 公益信託の変更の届出(法第14条) 第5 受託者の辞任の届出(法第15条) 第6 公益信託の併合等の認可(法第22条) 第7 信託の終了の届出(法第25条) 第8 清算の届出(法第26条)	第4章 認定の申請等	第1 行政庁(法第3条) 第2 公益認定の申請(法第7条) 第3 変更の認定(法第11条) 第4 変更の届出(法第13条) 第5 合併等の届出(法第24条) 第6 合併による地位の承継の認可(法第25条) 第7 解散の届出(法第26条) 第8 公益認定取消しの申請(法第29条第1項第4号) 第9 定款に関する留意事項
第5章 公益信託における財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等	第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等	第1節 財務規律 第2節 情報開示 第3節 その他規律等
第6章 監督	第1節 監督の基本方針 第2節 定期提出書類の確認 第3節 報告徴収の実施方針(法第28条) 第4節 立入検査の実施指針(法第28条) 第5節 監督処分等の適用方針(法第29条、第30条)	第6章 監督	第1節 監督の基本方針 第2節 定期提出書類の確認 第3節 報告徴収の実施方針(法第27条) 第4節 立入検査の実施指針(法第27条) 第5節 情報提供の取扱い 第6節 監督処分等の適用方針(法第28条、第29条)
第7章 移行認可(法附則関係)	第1節 既存の公益信託に関する経過措置について 第2節 移行認可の申請について	第7章 公益法人行政担当室の業務運営方針	第1節 事務処理状況の公表 第2節 行政庁による公表(法第22条第2項) 第3節 国の支援(法第3条の2第2項)
第8章		第8章 移行法人	第1節 公益目的支出計画等(整備法第119条)について 第2節 実施事業等の変更に伴う公益目的支出計画の変更認可の必要性 第3節 公益目的支出計画の完了確認請求について

公益信託認可ガイドライン 第1章(基本的事項①)

第1章は、①ガイドラインの趣旨・目的、②ガイドラインにおける基本的な考え方、③事務処理の原則、④内閣府と都道府県との連携、⑤行政手続法及び行政不服審査法との関係について記載している。

第1. 公益信託ガイドラインの趣旨・目的

- 公益信託制度改正のポイントとして、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」(令和5年6月)にて、「公益信託制度を公益認定制度に一元化し、公益法人認定法と共に組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みとすることで、民間による公益的活動に関する選択肢を多様化し、活性化するための環境を整備する。」との改正の方向性に基づき法改正が行われた。
- ガイドラインは、法令の適用に当たり留意すべき事項等を示し、以下の事由での使用を想定している。
 - ① 公益信託設定の関係者が、民間公益活動の選択肢として公益信託の制度を理解するための参考
 - ② 公益信託の関係者が、信託行為に従い、各種申請、公益信託事務の実施を行う際の参考
 - ③ 行政庁が職務を遂行する上での指針
 - ④ 公益信託における活動を支援し、チェックする国民の物差し

【軽量な公益信託】

- 公益信託の特徴を生かす観点から、「軽量」の公益信託(①一定の規模を下回る、②信託行為に定める公益事務の内容が明確かつ具体的である、③事業が単一)を中心に記載している。
- 「軽量な公益信託」では、①受託者の経理的基礎、技術的能力、②信託管理人の選任、③会計基準、の一部で簡易な手続き等を容認する旨を記載している。

【公益信託のガバナンスの考え方を明示】

適正な公益信託事務の処理を確保し、公益の増進及び活力ある社会の実現を図るには、次の1~3に係る自主的・自律的な「管理・統治の仕組み」が信託行為及びこれに基づく規程等並びに組織・人員等により構築される必要がある。

- 1 公益信託事務を処理する際の権限者と意思決定プロセス
- 2 説明責任及び管理・統治の実行性確保の観点から、適切な情報開示体制
- 3 不適切な公益信託事務の防止・発見を目的とした監理体制

この「管理・統治の仕組み」に基づき、受託者、委託者、信託管理人その他合議制機関を含めた公益信託に関与するものが、相互に共働、連携、牽制、監視・監督することにより「公益信託のガバナンス」が確立される。

第2. ガイドラインにおける基本的な考え方

公益信託の関係者の責務

- 受託者が、信託の本旨及び信託行為に従って公益信託事務を処理する義務を果たすとともに、社会環境等が変化した場合には、これに対応して公益信託事務の実施方法等を見直すことも求められる。
- 信託管理人及び委託者も同様の観点で、その権限を適切に行使することが期待される。

公益行政の基本的な考え方

- 公益行政の目的は、民間公益を活性化し、活力ある社会を実現することにあることに鑑み、公益法人に係る行政と公益信託に係る行政は、一体的に実施するものとする。

第3. 事務処理の原則

- 行政庁が、公益信託認可・変更認可の申請に対する処分、監督処分等を行う場合、原則として公益認定等委員会への諮問が必要となる。
- 行政庁は、公益認定等委員会が公益信託認可基準適合性に係る実質的な審査を行うことを前提に、申請書に係る形式的な審査、欠格事由該当性の審査・監督等、定期提出書類の受理など公益信託の認可や監督に係る業務を担う。

第4. 内閣府と都道府県との連携

- 都道府県知事が行政庁として行う事務は、自治事務として、公益信託法等に従い、地域の実情等に応じた事務処理を行うこととなる。
- 公益信託は、行政庁が都道府県であっても、所得税、法人税等の国税の優遇措置が設けられており、全国で整合性のある法運用が行われることが特に求められている。

第5. 行政手続法及び行政不服審査法との関係

- 内閣府の公益行政は、国家公務員法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律など行政に関連する各種法令に従い実施される。
- 行政手続法は、審査基準及び標準処理期間を設定する、不利益処分に係る処分基準を定め公表するなど、公益信託法の審査・監督等を行う際に遵守すべき基本原則が定められている。

公益信託認可ガイドライン 第2章(公益事務該当性①)

第2章は、公益認定等ガイドラインを踏まえ、公益事務該当性に係る判断基準について記載している。

「公益事務」の定義(公益信託法第2条第1項第2号)

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる「事務」をいう。

(注)公益法人における「公益目的事業」と同様の概念。

公益信託において実施しようとしている事務が別表各号のいずれを目的にしているかを検討

公益信託法 別表(第2条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
-
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

次ページ参照

具体的な事務の内容が、公益目的に寄与し、不特定多数の者の利益の増進になっているかどうかの観点からチェックポイントに沿って検討。

事業区分	チェックポイント
検査検定	...
研究開発	...
表彰	...
展示	...
施設貸与	...
...	...

検査検定	○不特定多数の利益増進への寄与を明示？
	○検査検定の基準を公表？
...	

幹となる公益事務の効果的な実施等のために付随的に、小さな規模で行う公益事務(=付随的事務)も同様

<公益信託法第2条による定義>

公益事務

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事務
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事務
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事務
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事務
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事務
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として政令で定めるもの

※「政令で定めるもの」は制定されていない

公益信託認可ガイドライン 第2章(公益事務該当性③)

◆ 公益事務該当性の判断

公益事務に該当するか否かについては、信託契約、申請書の記載、事業計画その他の添付書類を確認し、合議制機関が判断します。その際には、

- ① 公益事務の目的が、**不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、公益信託法別表各号に該当していること**(単に「目的」が掲げられているだけでなく、その「**公益事務の内容**」及び「**手段**」が確保されていること)
- ② **公益事務の目的を実現するためのものであること(事務の合目的性)**が合理的に説明できること
- ③ **公益事務の目的を実現するための公益事務の質(専門性や公正性、不利益発生の排除など)**が確保されていること
- ④ **特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと(受益の機会の公開など)**
- ⑤ **公益事務の内容に透明性があること**
- ⑥ **営利企業等が実施している事業と類似する公益事務にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益事務としての特徴があること**
について、公益事務の内容等に応じて必要な確認をします。

① 社会通念に照らし、明らかに合理性を欠く場合を除き、合理性があると判断します(掲げられた目的ではなく、公益事務の具体的な内容に即して、判断されます。)。

② 公益事務の内容をその手段で(適切に)実施することにより、公益事務の目的が実現することについて、合理的に説明可能であることが求められます。

③ 公益事務の質が確保されず、不適切に実施された場合には、予期した効果は得られないだけでなく、社会的な不利益が生じます。

④ 受益の機会を限定する合理性があり、利益が不特定多数に及ぶことについて合理的説明があれば、問題ありません。
なお、公益信託の目的に照らして不当な差別を行うことは認められません。

⑤ 透明性は、公益事務の質の確保の観点からも重要です。

⑥ 多くの営利企業が社会貢献活動を行うなど、同じ分野で様々な類型の法人等が活動している実態に留意し、公益事務を行う地域・社会の具体的な状況等に即し、かつ、いたずらに小さな単位で切り出すのではなく、公益信託の目的との関連性を踏まえて判断します。

公益信託認可ガイドライン 第2章(公益事務該当性④)

◆ 申請書に記載していただく事項

1. 公益事務の種類

ア:別表のどの号に該当するか

イ:事務の目的が、別表に該当すると考える理由

2. 公益事務の内容

(1) 公益事務の目的

<記載例>

信託契約第1条 この信託は、我が国において最先端技術の研究を行う学生に対する奨学支援を通じて人材を育成し、豊かな社会の形成に寄与することを目的とする。

(2) 公益事務の概要

<記載例>

我が国において最先端技術の研究開発を行う大学・大学院にあって工学その他事業計画に定める学科等に在籍する学生のうち、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象に奨学金を支給する。

(3) 受益の機会

<記載例>

我が国において最先端技術の研究開発を行う大学・大学院にあって工学その他事業計画に定める学科等に在籍する学生のうち、学力優秀でありながら経済的理由により就学困難な学生を対象に奨学金を支給する

(4) 受益対象者等の義務・受益の条件

<記載例>

支給対象者には、成績表及び生活状況報告書等の提出を義務付ける。

(5) 公益事務の合目的性確保の取組

<記載例>

支給対象者は、信託契約に定める選考委員会で決定する、公益事務に関連して取得した個人情報は、受託者の規程に従い、適切に管理する。

3. チェックポイント該当性の説明

申請書の記載事項は、全体として公表対象。

このうち「1.公益事務の種類」及び「2.公益事務の内容」の記載の変更は、原則、変更認可申請が必要になることを踏まえ、変更が見込まれる詳細事項は、申請書本体ではなく、別に事業計画や規程に記載することも検討してください。

原則、信託行為に定めた「公益信託の目的」を記載するとともに、どのような目的で、どのような事業を行うかを明確に記載してください。

どのような類型の事務(助成、表彰など)を、どのような者を対象に行うかを記載してください。営利企業が行う事業と類似の事務である場合は、公益事務としての特徴を記載してください。毎年の運営状況に応じて変動が予想されるものや、受託者の工夫として付随的・小規模に行う公益事務は、事業計画に記載する前提で、申請書への記載を要しません。

応募の要件、参加の要件等を明らかにしてください。

受益対象者の義務(受益の条件(対価等)を明らかにしてください。対価は、「市価より低価とする」、「国民が気軽に観覧できる価格」などと記載した上で、具体的な価格等は事業計画に記載することで構いません。

受益対象者を一定の範囲の中から選定する場合には、公正で質の高い選定を確保するための仕組みを記載してください。その他、公益事務の質を確保するための取組や、公益事務に応じたリスク排除の取組(個人情報保護、財産基盤の確保、安全性確保、不正や違法行為の防止など)を記載してください。

公益事務の類型に応じたチェックポイントがガイドラインに記載されているので、該当する旨の説明を記載してください。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等①)

第3章は、公益信託認可基準(法8条関係)と欠格事由(法9条関係)について記載している。

- ▶ 個別案件における審査及び監督処分等については、法令に照らし、個々の案件ごとに判断し、審査は、受託者の提出資料等に基づき判断することが原則であるが、行政庁が独自に取得した情報を参考することもあり得る。
- ▶ 公益信託法第8条は、公益信託認可に係る認可基準を定めているが、ガイドラインでは具体的な内容を記載している。
- ▶ 公益信託法第9条は、公益信託認可に係る欠格事由を定めているが、ガイドラインでは、その具体的な内容を記載している。

公益信託法第8条及び第9条を踏まえた第3章の全体像

第1節 公益信託認可基準(公益信託法第8条)

- 第1 公益信託の目的(公益信託法第8条第1号)
- 第2 受託者の「経理的基礎」及び「技術的能力」(公益信託法第8条第2号)
- 第3 信託管理人の能力(公益信託法第8条第3号)
- 第4 公益信託事務の処理能力(公益信託法第8条第4号)
- 第5 特別の利益(公益信託法第8条第5号及び第6号)
- 第6 公益信託としてふさわしくない事業(公益信託法第8条第7号)
- 第7 収支の均衡(公益信託法第8条第8号)
- 第8 費用の額の適正割合(公益信託法第8条第9号)
- 第9 使途不特定財産(公益信託法第8条第10号)
- 第10 公益信託報酬(公益信託法第8条第11号)
- 第11 他の団体の意思決定への関与(公益信託法第8条第12号)
- 第12 残余財産の帰属権利者(公益信託法第8条第13号)
- 第13 特定資産公益信託(公益信託法第8条第1項)

第2節 欠格事由(公益信託法第9条)

- 第1 受託者の欠格事由(公益信託法第9条第1号及び2号)
- 第2 信託管理人の欠格事由(公益信託法第9条第3号及び4号)
- 第3 信託行為及び事業計画書の適法性(公益信託法第9条第5号)
- 第4 公益信託事務の健全性(公益信託法第9条第6号)

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等②)

「公益事務」は、学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務であり、公益事務に該当するか否かは行政庁において合議制機関への諮問を経て判断されます。

1. 公益信託の目的及び公益事務の性質、内容に関するもの

- ① 公益事務を行うことのみを目的とすること(1号)
- ② その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものであること(4号)
- ③ 委託者・受託者・信託管理人(親族等を含む)や営利事業者などに特別の利益を与えないこと(5、6号)
- ④ 社会的信用を維持する上でふさわしくない事業や、公序良俗を害するおそれのある事業を行わないこと(7号)

2. 受託者及び信託管理人に関するもの

- ① 受託者に、公益信託事務を適正に処理するの必要な経理的基礎と技術的能力があること(2号)
- ② 信託管理人に、受託者による公益信託事務の適正な処理のために必要な監督を行う能力があること(3号)
- ③ 受託者及び信託管理人の信託報酬について、不当に高額なものとならない支払基準を定めていること(11号)

3. 公益信託の財務に関するもの ※特定資産公益信託は適用除外

- ① 中期均衡期間(5年)において、公益信託事業に係る収入を適正な費用に充てることにより、その収支の均衡が図られていること(8号)
- ② 公益事務割合(費用ベース)が100分の70以上になると見込まれること(9号)
- ③ 使途不特定財産額が年間の公益信託事務費を超えないこと(10号)

4. 信託財産に関するもの

- ① 他の団体の意思決定に関与することができる財産(株式等)を保有していないこと(ただし、議決権の過半数を有していない場合はこの限りではない)(12号)
- ② 清算の場合に残余財産を類似目的の公益信託、類似事業を目的とする公益法人等又は国・地方公共団体に帰属させる旨の信託行為の定めがあること(13号) →「委託者及びその相続人」には戻らない

- ◆ 受託者には、以下の経理的基礎が求められています(公益信託規則第4条第1項各号)

1. 公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること(1号)

2. 公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること(2号)

3. 財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる仕組みが整備されていること(3号)

信託財産については、信託行為、予定財産目録、収支予算書等により、公益信託の規模に見合った公益事務実施のための収入が適切に見積もられている必要があります。

固有財産については、公益信託事務に支障がない程度の財政基盤を有しているかを確認することとしており、債務超過でないことを一つの目安と位置付けつつ、債務超過の理由や安定的な収入見込み等を聴取して柔軟に判断されます。

分別管理について、専用口座の開設、物理的な区分(棚やキャビネットの専用使用など)や管理に係る内部手続き等が整備されていることが求められます。

経理の仕組みについて、受託者には、信託財産の種類や規模、信託行為の定め等に応じて、適切に対応できる体制等を整備し、帳簿等の作成を適切に行い、不適正な経理を行わないことが求められます。

不適正な経理を行わないことについて、最低限のルール(規程の整備)や体制(組織的・制度的)対応等が整備されている必要があります。特に、公益事務が、受託者の固有業務と一体的に実施される場合には、ルールの明確化・利益相反防止のための仕組みの整備等が求められます。

貸借対照表・損益計算書・信託概況報告等(財産目録等)の書類についての作成プロセス(受託者内部のチェック体制等)や責任について信託行為に定められている必要があります。

情報開示の適切性を確保するためには、会計に知見がある者が確実に関与して作成される必要があります。

(収益・費用額が1億円以上の公益信託は、公認会計士や税理士等の会計に精通した者が確実に関与し、収益・費用が1億円未満の公益信託では、経理事務経験者(概ね5年以上)が確実に関与する仕組みが確保されている必要があります。)

◆ 受託者には、以下の技術的能力が求められています(公益信託規則第4条第2項各号)

1 公益信託事務の内容に照らして公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること(1号)

2 公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させることが整備されていること(2号)

3 公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること(3号)

・公益信託に係る重要な意思決定の適正性(コンプライアンスの確保を含む。)を確保するための体制、選考その他個別の意思決定を適切に行うための仕組み及び公益事務を実施するための人員・設備その他の体制が考えられます。

意思決定の適正性確保の体制として、以下が考えられます。

ア:信託会社、上場会社などが受託者

イ:法令・定款において、理事会等の三分の二のルールが定められている法人(公益法人、社会福祉法人等)が受託者

ウ:公益事務の内容、受託者の体制その他事務の適正性を確保するための受託者の取組、信託管理人の職務及び体制に照らして、意思決定に関して、適正な運営を確保する仕組みが確保されていると考えられるもの

軽量な公益信託は、次の場合も適正な運営を確保する仕組みがあるとする。

エ:受託者の重要な意思決定について、信託管理人及び合議制機関の同意を必要とするもの

オ:受託者の重要な意思決定について、信託管理人(法令・定款において理事会の三分の二のルールが定められている法人又は独立した3人以上の信託管理人がいる場合)の同意を必要とするとともに、公益信託事務の実施状況について、信託管理人が原則として3ヶ月に1回以上確認する旨を信託行為において定めているもの

・公益事務の実施により公益目的を実現するには、公益事務に応じた専門性が確保されていることが必要です。

・受託者自身として専門家を確保している場合だけでなく、合議制機関の設置や第三者への委託により専門性を確保することも可能です。

・多数の中から選考するような場合には、専門家を含む合議制機関が選考を行うような仕組みが望まれます。

また、資産運用に関して専門家の関与を得ることも考えられます。

・一般に、受託者の任務が終了した場合に、次の受託者を選定することは容易ではないことが多い、新受託者の選任方法(選定権限、選定手続等)について信託行為に定めておくことが望まれます。

・特に、受託者が自然人(法人であっても、実質的に自然人と同視できる場合を含む)である場合、何時かは死亡するほか、病気やけが等の事情で任務を遂行できなくなることも想定されます。公益信託の存続期間が5年を超える場合には、後継受託者の指定や具体的な選定プロセス等を定めていることが必須となります。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「信託管理人の監督能力」)

◆ 信託管理人には、以下の監督能力が求められています(公益信託規則5条)

- 1 公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力を有すること
- 2 公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること

監督をするために必要な知識・経験その他の能力とは、法律や会計・経理の知識・経験、公益事務や信託財産の管理・運用に関する知識・経験等が求められます。幅広い分野で高い水準の能力を有していることが望ましいが、多くの軽量の公益信託において、複雑な法的・会計的問題が想定されないことも踏まえ、公益信託事務の内容に応じた能力が求められます。

公益法人などガバナンスが確保された法人を信託管理人することは、受託者自身のガバナンスを補完して公益信託の適正な運営を確保するための有力な選択肢と考えられるほか、複数の者や団体による信託管理人の体制も想定されます。

信託管理人の任務終了の場合に、次の信託管理人を選任することは容易ではなく、特に、信託管理人の能力で受託者のガバナンスを補っている場合には、信託管理人の不在は深刻な問題となります。

また、委託者が存在せず、信託管理人の後任について具体的な定めがない場合には、監督される存在である受託者が信託管理人を選定する状況にもなりかねません。このため、信託管理人の選定手続等について信託行為に明確に定めることが望まれます。

例えば、次のような例が考えられます
・次期信託管理人について、信託管理人と委託者の協議によって予め定める方法
・〇〇士のうちから合議制の機関の同意を得て定める者 など

信託管理人は、法令上、

- ・受託者の業務執行方針(事業計画書・収支予算書)を承認し、
- ・事務処理状況についてモニタリングし(受託者に報告を求める)、
- ・受託者の処理に問題があれば、利益相反行為の取消、権限外行為の差止め、損失補填の請求などを行います。
- ・実績(計算書類・信託概況報告)を承認する 等の通常業務に係る権限のほか、受託者の選解任、信託行為の変更等についても強い権限を有しています。

しかし、信託管理人に期待される具体的な役割は、受託者の能力や公益信託事務の内容等により大きく変わることから、法令上細かい業務内容は定まっていません。例えば、受託者のガバナンスが十分確保されている場合は、法令に基づき、信託行為の変更等に同意するほか、事業計画や計算書類等のチェックをしていれば問題ないことが想定されます。

しかし、受託者のガバナンスが弱い場合は、信託管理人が定期的にモニタリングを行い、あるいは受託者の意思決定(軽微なものを除く)に同意するなどで、公益信託としてのガバナンスを確保することも想定されます。

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「公益信託のガバナンス①」)

◆ 公益信託には、公益信託事務の内容に応じ、信託契約に従い、**適切に意思決定**を行い、

① **コンプライアンスを確保しつつ、適正に公益事務を実施**

② 資源提供者や信託関係者が適切に意思決定を行う前提として**適正な会計報告**

等を行うための**仕組み**(体制、制度など)が求められます。

公益法人の場合、業務を執行する代表理事をチェックする仕組みが、法令において設けられており、そのガバナンスを前提に「経営判断」が行われます。

◆ 必要な「**仕組み**」は、

① **公益信託事務の難しさ**(裁量の大きさ、規模など)に応じ、

② 受託者、信託管理人その他の**公益信託の枠組み全体**で確保
されている必要があります。

公益信託においては、公益信託の内容、既存の仕組み(受託者や信託管理人の機関(ガバナンス)等をうまく組み合わせた座組を作ることで、柔軟に必要な「仕組み」を確保することができます。

公益法人制度と比較して、受託者の経営判断は無制限ではありません(信託行為の枠内に制限されます。)

◆ 公益信託事務の難しさや、公益信託の枠組みは、信託行為において

明確にされます(信託行為の変更は、原則として変更認可申請が必要)。

信託行為の内容を前提に、

① 受託者の経理的基礎及び技術的能力、

② 信託管理人の監督能力

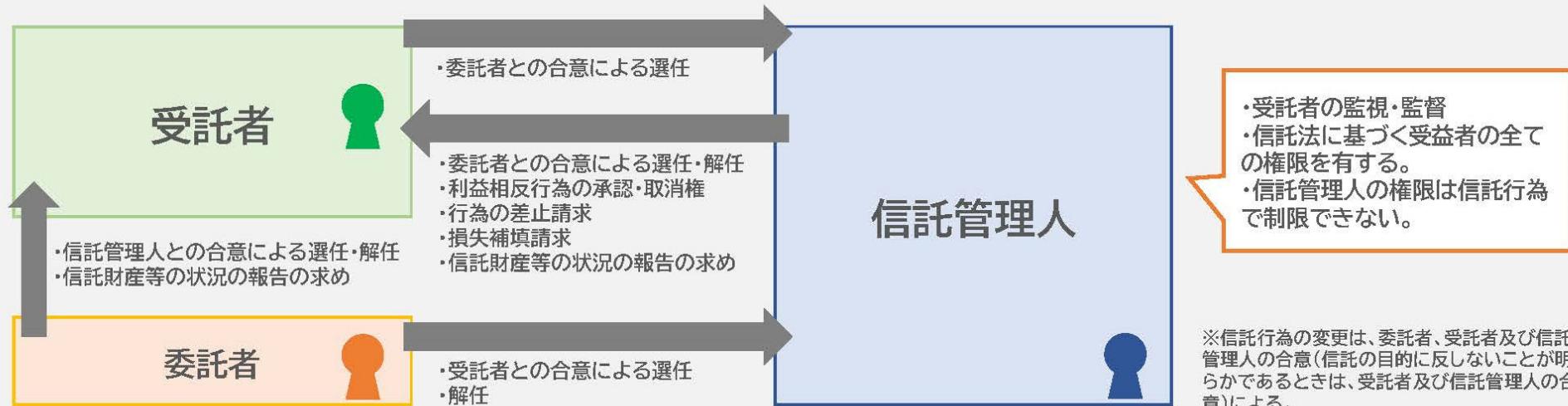
により、**全体として、必要な「仕組み」が確保されているか**判断されます。

信託行為において、**公益信託の枠組み**に関する事項として、
公益事務の内容、信託財産、受託者の職務、公益信託事務の処理の方法、信託管理人の職務、公益信託事務の委託、合議制機関を置く場合に関する事項、利益相反行為に関する事項等を記載しなければならないとしています。

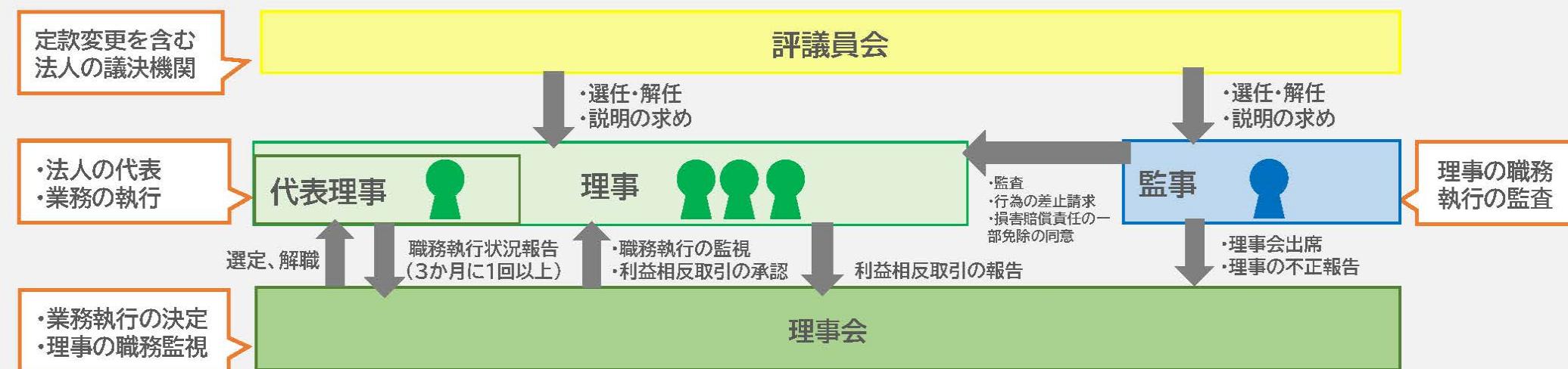
受託者の能力と信託管理人の能力は、両者を合わせた全体として判断されます。法令上、信託管理人の監督能力について、「**公益信託事務の内容及び受託者の能力**」に照らし判断するとしています。

公益信託と公益財団法人のガバナンス

公益信託



公益財団法人



◆ 公益信託事務を処理するに当たっては、次の者に、「**特別の利益**」を与えてはいけません

<公益信託関係者(8条5号)>

- ・ 委託者、受託者及び信託管理人
- ・ これらの3親等以内の親族等
- ・ 委託者・受託者が法人である場合は当該法人の理事等、支配法人・子法人

<営利事業を営む者等(8条6号)>

「特別の利益」とは、利益を与える個人または団体の選定や利益の規模が、**社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇**を言います。

・「公益信託事務を処理するに当たって」は、公益事務の実施に限らず、資産運用等の財産管理や契約などが含まれます。

「営利事業を営む者」とは、利益の分配の可否に関わらず、「利益を上げる事業」を指します。したがって、**収益事業を行う公益法人や、NPO法人なども対象に含まれます。**ただし、公益法人の公益目的事業のための寄附等は、特別の利益の供与に該当しません。

- ・ 公益信託関係者(上記)との取引については、国民によるチェックを確保する観点からも、透明性の確保を図ることとしています。
- ・ 具体的には、「**関連当事者との取引に関する事項**」(規則40条2号ホ)として、毎年度終了後3月以内に作成する書類として、取引内容、取引金額等を記載し、開示する(行政庁による公表を含む。)必要があります。
- ・ 公益事務の実施に当たって、受託者が役務や物品を提供し、その対価を受け取る行為も、公益信託関係者との取引に該当します。**こうした行為が想定される場合、利益相反行為としてその内容等を信託行為に記載する必要があります**(公益信託規則1条)。認可時には、構造的に受託者に利益を与えるような形になっていないか(特別の利益を与えるものでないか)等の観点から審査することが想定されます。
- ・ 特に、NPO法人などで、**公益事務が法人の固有事業と一体的に実施されるような場合**には、受託者と信託財産との取引、受託者の固有財産の状況なども含めた透明性の確保が重要です。このような場合には、受託者固有の**計算書類及び事業報告**についても、開示対象となります。

◆ 公益信託の収入と費用が、
中期的(5年間)に均衡するこ
とが求められます。

- ・毎年度、公益信託事務に係る経常収入(公益事務の収益、信託財産の利子収入など)と経常費用(公益事務のための支出(助成金など)や信託報酬など)を比較します。
- ※管理費を含めた公益信託事務の経常収入と経常費用が対象となります。
- ※使途を指定された寄附金(指定純資産)に係る収入・費用は除かれます。
(会計上、指定純資産・一般純資産の区分を行わない場合は、除かれません。)
- ※将来の大きなイベントの開催や資産取得等のために、資金を積み立てる場合(公益充実資金)は、当該積立は経常費用に含まれます。
- ・当該年度が黒字の場合、過去の赤字が残存しているときは通算し、なお黒字が残る場合は、翌事業年度以降の事業拡大等により解消します。発生から5年間を経過した黒字が解消されない場合、中期的収支均衡を欠くと判断されます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
R8	-1,000,000										
R9	-500,000	0									
R10	-500,000	0	-500,000								
R11	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R12	-500,000	0	-500,000	-500,000	-500,000						
R13	通算不可	0	0	0	0	3,000,000					
R14			0	0	0	2,500,000	0				
R15	R12までに解消でき なかった50万は、 R13以降通算不可			0	0	2,500,000	0	0			
R16				0	2,400,000	0	0	0			
R17					1,900,000	0	0	0	0		
R18						1,400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算しR9年度の黒字を解消

発生した黒字は、過去4年分の赤字と通算可能
R13年度に450万黒字が発生した場合は、R9～R12年度の赤字と通算可能

R12までに解消できなかった50万は、R13以降通算不可

5年経過した黒字が存在
→中期的収支均衡不適合

【使途不特定財産の保有制限】

- ◆ **使途不特定財産**(毎年度の末日において、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産)を、1年分の公益信託事務費相当額を超えて保有することができません。

【公益事務割合】

- ◆ **公益事務割合**(各年度の事業費／(事業費 + 管理費))が、100分の70以上であることが必要です。

- ・公益信託事務のために使用され、または使用見込のある財産(公益目的保有財産、公益充実資金、指定寄附資金)は、使途不特定財産から除かれます(控除対象財産)。
- ・また、(公益信託においてはあまり想定されないと考えられます、)災害その他の予見し難い事由が発生した場合における事業継続のための「公益信託事務継続予備財産」も除かれます(保有の必要性の公表等が求められます)。

- ・事業費…公益事務の実施に係る事業費の額(公益信託規則24条第1号)
- ・管理費…公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額(同条第2号)
 - ※ 事業費に関しては、「**公益事務に跡付けることができる**」費用が該当
Ex, 公益事務を行う従業員の給与/公益事務に関連する旅費
 - ※ 費用の性質上配賦が困難であると考えられるものについては、全額を管理費に計上可能(公益信託規則第32条)

【特定資産公益信託】(法第8条第1項、規則第3条)

- ◆ **特定資産公益信託**(信託財産及び公益信託事務の内容に鑑み、収入及び支出についての予見可能性が高く、財産が確実に公益目的のための活用されることが確保されている公益信託)については、**財務規律が適用されません**。
- ◆ また、**特定資産公益信託**については、**簡易な財務報告(収支決算書等)**で可としています。

- ・特定資産公益信託の要件としては、次の内容が信託行為に定められている必要があります
 - ① 信託財産の拠出又は寄附された資産が金銭に限られること。
 - ② 財産の内容が、金銭、預金、国債、地方債等に限られること。
 - ③ 公益事務が、助成金の支給又はこれに類する金銭の支出であること。
 - ④ 信託財産から生ずる利子等の収入を超える額を、毎年度支出すること。

1. 公益信託基準適合性の継続的な確保等

※特定資産公益信託については、財務規律は適用除外

- ・ 公益信託基準に適合しなくなった場合は、公益信託認可の取消事由(公益信託法30条2項1号)
- ・ 財務規律の遵守(同法16条・17条)
- ・ 不適切な寄附の募集の禁止(同法18条)
- ・ 支払基準に従った公益信託報酬の支払い(同法19条)

2. 公益信託報酬

- 「公益信託報酬」とは、公益信託に係る受託者及び信託管理人の報酬を指し、公益信託報酬を支払う場合は、受託者内部に「支払基準」を定めたうえで、当該基準の範囲内の条件等を個別の信託行為に定める必要がある。
- 「支払基準」は不当に高額とならないものとする必要があるが、受託者が、公益信託事務に要する費用等について委託者に十分な情報を示して説明した上で、信託行為及び支払基準を策定したことが確認できる場合には、明らかに不自然・不合理と判断できる場合を除き、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていると判断する。
- 「支払基準」には、公益信託報酬の額又は算定方法等とともに費用と報酬の二重払いを回避する観点等から公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定める必要がある。
- 「公益信託報酬」は公益信託の計算においては「管理費」に計上することとなるため、公益事務割合を充足させるには、「公益信託報酬」を含めた管理費の総額を「公益信託事務の処理に係る全ての費用」の30%以内に収める必要がある。

3. 信託法上の義務

- ・ 利益相反行為の原則禁止(信託法31条)
- ・ 競合行為の原則禁止(信託法32条)
- ・ 財産の分別管理(信託法34条) など

公益信託認可ガイドライン 第3章(公益信託認可基準等「欠格事由」)

- 公益信託法第9条は、一定の事由を「欠格事由」とし、これに該当する場合には、公益信託認可の基準を満たしていても、公益信託認可を受けることができないものとなる。
- なお、公益信託認可基準とは異なり、「欠格事由」が適用されるか否かについては、公益認定等委員会等の諮問を経ることなく、**行政庁において事実関係に基づいて判断**を行うこととなる。
- また、事後的に公益信託が「欠格事由」のいずれかに該当するに至ったときは、行政庁はその公益信託の認可を取り消すことができる。

具体的な内容

- 受託者に関する「欠格事由」
 - ①受託者が行おうとする公益事務に必要な許認可等を受けることができない場合
 - ②国税及び地方税の滞納処分の日から3年経過しない者
 - ③拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行終了の日から 5年を経過しない者 等
- 信託管理人に関する「欠格事由」
 - ①特定の法令等に違反し刑罰を受けた者
 - ②公益信託の受託者又は委託者の親族、使用人その他特別の関係にある者 等
- 信託行為及び事業計画の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反している場合、「欠格事由」に該当する。
- 公益信託が暴力団員等の活動あるいは資金源に利用されることを排除することを目的に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者によって公益信託事務を支配されている場合、「欠格事由」に該当する。

公益信託認可ガイドライン 第4章(認可申請等「信託行為①」)

第4章は、信託行為に関する事項と公益信託の認可申請等に関する事項を記載している。

1. 信託行為について(総論)

- 信託行為は、「信託契約」(信託法第3条第1号)又は「遺言」(同条第2号)の方法にて行うこと(公益信託法第4条第1項)とされ、信託宣言(自己信託)による方法では行うことができない。
- 信託行為(契約・遺言)の効力は公益信託の認可を受けなければ効力を生じない(公益信託法第6条)。また、公益信託認可の取消しは、公益信託の終了事由(公益信託法第23条第1項)となる。
- 行政庁の審査は、委託者となる者、受託者となる者等の関係者で合意された信託行為を対象に行うこと前提としているが、審査の過程での信託行為の見直しも想定されるため、申請の時点では、信託行為の成立は必須としていない。
- しかしながら、公益信託の認可時点では、信託行為の細部まで確定している必要がある。また、公益信託認可の対象と成立した信託行為の内容が異なることはあってはならない。

2. 信託行為の記載事項について

必要的記載事項	法令に基づき信託行為に定めなければならない事項で、定めがないと公益信託が不認可となるもの。
相対的記載事項	対象となる行為や事項を行う予定がある場合、信託行為に定めなければならない事項であり、定めがなければ不認可となるもの(定めがない場合、対象となる行為や事項を行う予定がないものとして公益信託認可が行われる。また、定めがない行為や事項を行うには、信託行為の変更が必要となる) (例) 公益信託事務を処理する中で、「利益相反行為」(例:固有財産たる本部ビルの一画を公益事務の処理のために賃借する行為)を予定していない公益信託にとっては定める必要性はないが、「利益相反行為」を予定している公益信託にとっては定める必要がある。
任意的記載事項	法令に基づき、又は法令に違反しない範囲で任意に定めることができる事項であり、記載がなければ不認可となるものではないが、任意的記載事項を含めた信託行為全体の定めを踏まえ、公益信託認可基準の判断が行われる。委託者その他の信託関係者の理解を促進し、公益信託の適正な運営を図るため、善管注意義務、分別管理義務等の法令上重要な規律について、確認的に記載することも想定される。

公益信託認可ガイドライン 第4章(認可申請等「信託行為②」)

信託行為への法定記載事項

区分	内容	根拠条項	記載事項・留意事項等
必要的記載事項	公益事務を行うことのみを目的とする旨	法第4条第2項	「のみ」を明記することが望ましいが、全体を通じて「公益事務を行うことのみ」と理解できれば容認される。
	公益信託の名称	法第4条第2項第1号	「公益信託」との文字を用いた名称を規定する。
	信託管理人となるべき者を指定する定め	法第4条第2項第2号	信託管理人となるべき者を規定する。 個人：氏名・住所、法人：名称・代表者・所在地
	帰属権利者を指定する定め	法第4条第2項第3号	公益信託終了後の信託財産の帰属権利者の定め方を規定する。 なお、帰属権利者には委託者（その相続人を含む）を指定できない。
	委託者及び受託者の氏名及び住所	規則第1条第1号	信託行為の当事者を明確にするため、委託者及び受託者の氏名及び住所を規定する。
	公益信託の目的	規則第1条第2号	「公益信託の目的」は、公益信託の「本旨」を明らかにし、受託者の行為基準となる。委託者の「想い」を「公益信託の目的」として規定する。
	公益事務を行う区域	規則第1条第3号	「公益事務を行う都道府県の区域」で規定する。活動区域の範囲によって管轄する行政庁が決定される。
	公益事務の内容	規則第1条第4号	公益信託の目的を実現するための具体的な「公益事務の内容」を規定する。奨学金の給付の場合は地域、学校の種別、選考要素等が該当する。
	信託財産の受入れ、運用、支出その他信託財産に関する事項	規則第1条第5号	信託財産の特定方法、信託財産の運用の際の記載事項（収益事業との峻別）、信託財産で負担する費用の考え方等を規定する。
	受託者の職務に関する事項	規則第1条第6号	受託者が担う具体的な公益信託事務の内容及び各公益信託事務の処理手続等を規定する。
	公益信託事務の処理の方法に関する事項	規則第1条第7号	公益事務・管理事務（計算書作成等）の実施方法や各種規程の整備手順等を規程する。
	信託管理人の職務に関する事項	規則第1条第8号	信託管理人が担う具体的な職務（法定、契約上の権限等）を規定する。
	信託事務年度（1年を超えないものに限る）	規則第1条第9号	公益信託の計算期間の単位となる「年度」に関する定めを規定する。

公益信託認可ガイドライン 第4章(認可申請等「信託行為③」)

区分	内容	根拠条項	記載事項・留意事項等
相 對 的 記 載 事 項	公益信託の存続期間を定める場合の期間に関する事項	規則第1条第10号	公益信託の具体的な終了期限（例：20年経過後の3月31日、20〇〇年12月31日）を定める場合に規定する。
	受託者が二人以上ある場合の各受託者の職務に関する事項	規則第1条第11号	複数の受託者がある場合の各受託者の職務や受託者としての意思決定の方法について規定する。
	公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に関する事項	規則第1条第12号	公益信託事務の一部を第三者に委託する予定がある場合の委託する業務、委託先、選定基準等を規定する。
	合議制の機関を置く場合に関する事項	規則第1条第13号	受託者の専門性等の補完、ガバナンスの確保を目的とする合議制機関を設置する場合の当該機関の職務、権限等を規定する。
	利益相反行為及び競合行為を行う場合に関する事項	規則第1条第14号	利益相反行為及び競合行為を行う場合、その旨及び当該行為の内容について規定する。
	公益信託報酬を支払う場合の報酬に関する事項	規則第1条第15号	受託者及び信託管理人に報酬を支払う場合の支払額の算定方法、支払方法、支払時期等について規定する。

「任意的記載事項」の例示

- ①使用用語の定義、②信託の公示に関する事項、③委託者の権限や地位承継に関する事項、④受託者の重要な義務（善管注意義務、忠実義務等）、
 ⑤受託者の辞任、解任、新受託者の選任手続き、⑥信託管理人の辞任、解任、新信託管理人の選任手続き、⑦公益信託の変更手続き、
 ⑧公益信託の終了事由と清算手続き

- 「任意的記載事項」の変更は、軽微な変更として届出で足りるが、「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」に該当する定めを変更するときには、**変更認可申請**が必要となる。
- 「必要的記載事項」及び「相対的記載事項」についても、重要な事項を信託行為に定めた上で、詳細は公益信託又は受託者自身のガバナンスの下で定められる「規程」や事業計画書において規定する旨を定めることもできる。
- 一般的に、**信託行為の内容が抽象的な場合は、受託者の裁量の幅が大きく、受託者等にはそれに応じたガバナンスが求められる**が、信託行為の内容や処理方法等が具体的・明確に定まっている場合に、その定められた範囲内に受託者の裁量は制約されることから、その度合いに応じて、受託者の裁量を規律するガバナンスを簡素化することができる。

行政庁

- 公益信託制度における行政庁は、公益法人制度と同様に、**内閣総理大臣又は都道府県知事**である。
- 公益事務を行う地理的範囲に着目して、公益信託認可・監督処分等の権限を有する行政庁を定めている。
- 公益事務を行う区域については、**二以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益信託は内閣総理大臣**、それ以外の公益信託はその**公益事務を行う区域を管轄する都道府県の知事が行政庁**となる
- また、公益事務を国内のほか海外で実施する旨を信託行為で定める公益信託は、原則として内閣総理大臣が行政庁となるものとして取り扱うことが考えられるが、個別の事情に応じて判断する。

公益信託の認可申請等

- 公益信託認可の申請に当たって**申請書に記載する事項及び添付する書類**について記載している。
 - **申請書**には、公益信託の名称、受託者及び信託管理人の氏名及び住所(法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、公益事務を行う都道府県の区域、公益事務の種類及び内容、公益信託に係る信託行為の内容に関する事項を**記載する必要**がある。
 - 申請書には、下記①から⑥までの書類を添付して提出することとされている。
 - ① 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面(公益信託法第7条第3項第1号)
 - ② 事業計画書及び収支予算書(同項第2号)
 - ③ 公益事務に必要な許認可等を受けていることを証明する書類(同項第3号)
 - ④ 経理的基礎を有することを明らかにする書類(同項第4号)
 - ⑤ 公益信託報酬の支払基準(同項第5号)(第3章第1節第10参照)
 - ⑥ その他公益信託規則で定める書類(同項第6号)
- *手続等の詳細については今後公表する「申請の手引き」参照

公益信託認可ガイドライン 第5章(財務規律・情報開示・会計等)

第5章は、公益信託に係る「財務規律」、「情報開示等」について記載している(財務規律については第3章で言及済)

1. 情報開示

(1) 年度開始前に作成が必要な書類 (年度終了まで保存・開示・公表)

- ・ 事業計画書(規則39条1項1号)、収支予算書(同2号)、資金調達・設備投資の見込み(同3号)
- ・ 公益事務の内容、受託者・信託管理人名等(同4号) ⇒ 変更がない場合は再度の作成不要(その時点で最新の書類が公表される)。

(2) 年度中に作成が必要な書類 (10年間保存・開示・公表。ただし、「その他信託事務の処理に関する書類」は非公表)

- ・ 信託帳簿(信託法37条1項)、その他信託事務の処理に関する書類(信託法37条5項)

(3) 年度終了後3月以内に作成が必要な書類

- ・ 計算書類(原則、貸借対照表・損益計算書・信託概況報告等)(信託法37条2項)、財産目録(公益信託法20条1項)
- ・ 受託者に関する重要な事項(規則40条1号):定款、財務諸表(一部を除き貸借対照表要旨で可)、役員名簿、職員数
- ・ 公益信託事務に関する重要な事項(同2号) :株式等の保有状況、関連当事者との取引 等
- ・ 財務規律に係る明細等(同条3~8号)

2. 計算書類の作成等

- 公益信託の計算書類の作成に際しては、法令やガイドラインに記載されている事項への遵守が前提。その上で、ガイドラインに記載がない事項に関する処理は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準その他の公益法人の会計の慣行に従うことで良い(受託者会計を適用可能、適用した会計基準が何であるのかは計算書類上明記)。
- 公益信託における「信託帳簿」は、いわゆる合計残高試算表が該当する(通常の公益信託/特定資産公益信託を問わない)。合計残高試算表が作成されていない場合は、仕訳帳や総勘定元帳といった帳簿で代用可能。
- 特定資産公益信託における「計算書類」は、収支決算書・財産目録・信託概況報告で足りる。

公益信託認可ガイドライン 第6章(監督)

第6章は、公益事務開始後における公益信託の「監督」について記載している。

【基本的考え方】（→公益法人制度と同様の考え方）

- **公益信託の自律的なガバナンス、適切な情報開示による国民のチェック機能**により公益信託の適正な運営を確保
- それでもなお適正な運営が確保されない場合に、制度の信頼性確保のため、行政庁が実効性の高い監督措置

◆ 各種機会（認可等の審査、定期提出書類の確認、点検調査、外部からの情報提供等）を活用した公益信託の実態把握

（公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度で実施）

◆ 報告徴収（公益信託法第28条）

内閣府における内部的な区分。両者の性質を併せ持つ立入検査も想定される

◆ 立入検査（同上）

- ▶ **重点検査**…監督処分等の必要性の判断を念頭に隨時実施
- ▶ **点検調査**…実態把握のために定期的に実施

- ・認可後、1～2年を目途に実施
(2回目以降の点検調査の在り方は、今後検討)
- ・複数の公益信託の受託者に対しては、合理的理由がある場合を除き、同一受託者に対し概ね3年に1度の頻度を超えないよう、行政庁間で連携

【監督処分等】

… 認可基準不適合、財務規律違反、定期提出書類の提出懈怠等、放置することが公益信託制度への信頼を損ねる可能性の高い場合に実施

◆ 勧告（公益信託法第29条第1項）

◆ 命令（同条第3項）

◆ 公益信託認可の取消し（同法第30条）

[→公益信託の終了（同法第23条）]

※ **公益信託の監督に係る行政庁の権限は、受託者が対象**

（信託管理人等に対しては、その適切な権限行使により自律的なガバナンスが確保されるよう、受託者を通じて協力を要請）

※ 監督における行政庁と合議制の機関（公益認定等委員会等）との役割関係は、公益法人と同様

公益信託認可ガイドライン 第7章(移行認可)

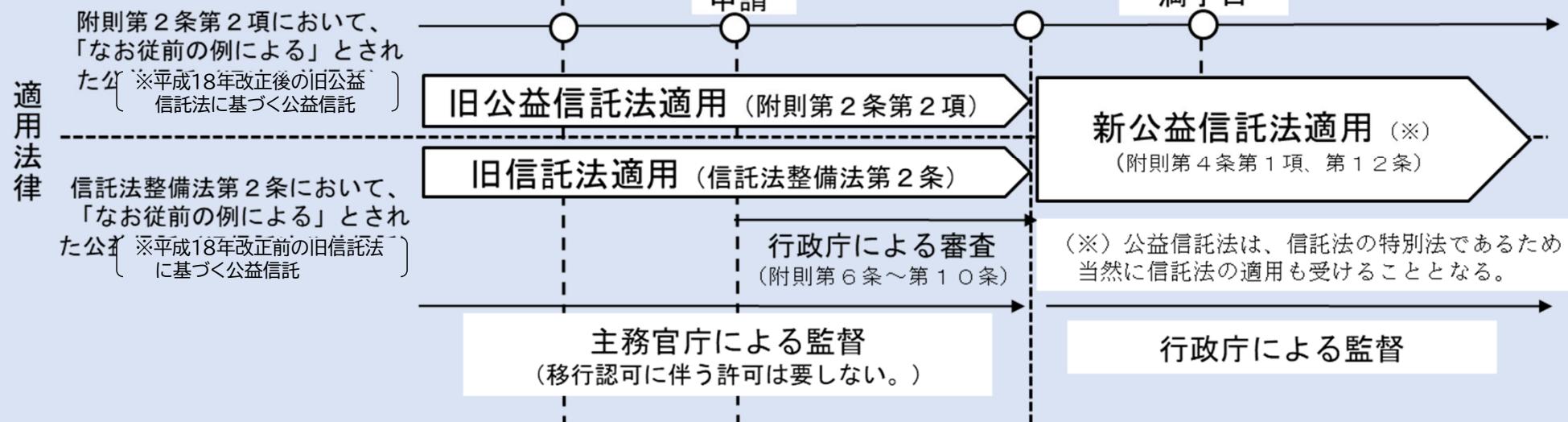
第7章は、公益信託法改正時に存在している既存公益信託の新法対応への移行について記載している。

- 旧制度に基づく公益信託(旧公益信託)は、新公益信託法の施行日(令和8年4月1日)から2年間(移行期間)の間に、行政庁の認可(移行認可)を受けて、新公益信託法に基づく公益信託となることができる。

- ・移行認可の申請先は、新公益信託法に基づく行政庁
(主務官庁が国 →行政庁が都道府県となる場合、その逆の場合もある)
- ・申請に当たり、新公益信託法に適合するよう信託行為の変更をする必要
(当該変更に主務官庁の許可是不要)
- ・移行認可は、新公益信託法の認可基準に適合し、欠格事由に不該当である
ことに加え、主務官庁の監督上の命令に違反していないことが要件

- ・**移行期間満了日(令和10年3月31日)**までに移行認可申請を
していない旧公益信託 →同日に終了
- ・移行期間満了日において審査中であり、その後、移行認可を
拒否する処分を受けた旧公益信託 →当該処分の日に終了
※移行期間中は、拒否処分を受けた後も再申請が可能

移行認可と 旧法・新法の適用関係



※ 參考資料

今後の対応事項

- 新制度施行前までに、都道府県/関心のある者等への説明会の開催/移行・新規認可の手引等の作成/申請システムを整備。FAQや契約書イメージも可能なものから順次作成・公表
- 新制度施行後、相談対応等を行うほか、定期提出書類の作成の手引等の作成、FAQ/契約書イメージを充実/運用状況を踏まえ、ガイドラインやシステムの継続的な見直し
- 施行前/後を問わず、新制度普及のための取組を進める。内閣府が主導してモデル事例の創出を図る。

説明会の開催等 (制度施行前)

- ・ガイドラインに関する都道府県向け説明会(12月22日) ⇒ 都道府県における準備
- ・新公益信託制度の施行に向けた都道府県・既存受託者・新規希望者等向け説明会
(Ex,令和8年1月～3月に全国6地域で制度説明会(セミナー)を開催)
- ・制度の普及/円滑な移行等の観点から、土業、中間支援組織、金融機関(信託口座の要請を含む。)等への働きかけ等を検討 要望に応じ、講師の派遣等を検討(制度施行後も継続)
⇒ 疑問点等は早期解消を(FAQ等に随時反映し、国と地方とで共通の考え方での運用を目指す)

手引き・システム 構築等 (制度施行前)

- ・申請(公益信託認可/移行認可)の手引きの作成・公表
- ・契約書イメージ(①特定資産公益信託、②株式配当助成型(外部委託))の作成・公表
- ・可能な範囲で、FAQや、受託者等に向けた分かりやすい資料(動画等を含む)を作成・公表
(※ 公益信託制度の施行を踏まえた「公益認定等ガイドラインの見直し」)
- ・申請システムの構築(公益法人制度で用いているシステム(POSS)の拡充で対応)
⇒ 令和8年2月(予定)にプレリリースを行い、関係者の意見を聴きつつ整備予定
電子申請のためのシステム的なマニュアルも整備予定

今後の対応事項

手引き・システム等の継続的整備

- ・変更認可申請/変更届出の手引き、定期提出書類の手引き等の速やかな整備
- ・契約書イメージの整備・拡充(事業型の公益信託など)
- ・FAQ/分かりやすい公表資料の整備
- ・標準処理期間の設定・公表等

透明性を確保しつつ、運用の継続的見直し

- ・国・都道府県で、共通の考え方の下、透明な運用が行われるよう、内閣府は判断内容等を積極的に公開・情報発信
- ・事例集の作成・公表／公益信託認可(移行認可を含む)事例の紹介・情報発信
⇒ 運用状況は、FAQや公表資料に随時反映
- ・内閣府は、制度の運用／運用見直しに当たり公益信託の関係者と継続的に対話。

制度普及 申請者・公益信託に興味がある者等への対応

- ・相談窓口等の整備
- ・内閣府ホームページの充実・YouTube動画の配信・「こうえきしんたくん」の活用
- ・金融機関や受託者候補団体を通じた新規案件の掘り起こし・モデル事例の創出や中間支援組織(コミュニティ財団等)との連携
- ・寄附文化全体の醸成など民間公益活性化に向けた法人/信託横断的な取組

制度見直し

- ・新制度の運用状況を踏まえ、ガイドラインやシステムは継続的に見直し
必要があれば、公益信託規則等の見直しも検討(「5年後見直し」を待たない。)
⇒ 法施行後五年を目途に見直し(衆議院・参議院の附帯決議)を踏まえた検討も実施

ガイドライン等の検討状況については、
内閣府「公益法人Information」で隨時、公表しています。

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

[ホーム](#) > [公益信託を知る](#) > 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)については、令和8年4月の施行に向けて、新制度に係る政令、内閣府令の考え方その他新しい公益信託制度の詳細について、施行準備や移行にあたって特に影響のある事項を中心に、広く法律、信託実務、公益法人等の活動に関する知識を有する識者の参画を得て、速やかにかつ専門的・集中的に検討を行う必要があることから、施行準備に関する研究会を設置する。

目次

[新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置について](#) ▾

[新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 構成員名簿](#) ▾

[会議開催状況](#) ▾

<https://www.koeki-info.go.jp/trust/h8ajzkb8mt.html>